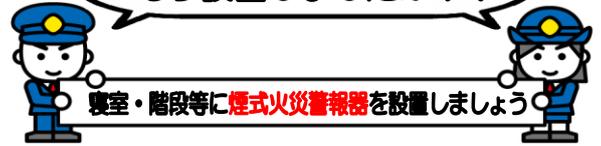


住宅用火災警報器

もう設置しましたか??



住宅用火災警報器とは？

火災により発生する煙を感知すると、大きな警報音(音・音声)で火災の発生を知らせてくれる機器です。

なぜ設置するのか

住宅火災による死者の多くは逃げ遅れであり、特に就寝時間帯に多く発生しています。このため、平成23年6月1日から町内全ての一般住宅の**寝室**や火災の煙が集まりやすく、唯一の避難経路といえる**階段等**への住宅用火災警報器設置が義務付けられました。

種類について

住宅用火災警報器には熱を感知するタイプと煙を感知するタイプの2種類があり、天井に取り付ける物と壁に取り付ける物から選ぶことができます。

《**煙感知タイプ**》・・・ **寝室・階段**・(台所)
(寝室や階段に設置が義務付けられているのは**煙感知タイプ**です。)

《**熱感知タイプ**》・・・ 台所など
(大量の煙や湯気が出る場所に適しています。)



国の基準に適合し日本消防検定協会の検査に合格した製品にはこのマークが付いています。

定期的にお掃除・作動確認を！

住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。また、電池が切れると作動しないタイプもあります。いざという時の為、定期的にお掃除・作動確認を行いましょう。

悪質な訪問販売にご注意！

町や消防署は、直接火災警報器等を訪問販売することは絶対にありません。また、特定の業者を斡旋したり、販売を依頼することも一切ありませんので、**あやしいと思ったらはっきり断って下さい。**

訪問販売以外でも不審な点がありましたら消防署までご連絡下さい。

お問い合わせ先

長万部町消防本部 消防グループ 予防担当 TEL:2-2049